

申請はお早めに

障害者の各種福祉手当

市では、障害のある方やその保護者に各種福祉手当【下表】を支給しています。これらの手当の支給を受ける場合は、申請が必要です。

申請方法など詳しくは、お住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

手当名	対象者・手当額(月額) * 4月から手当額を改定	受給できない方
特別児童扶養手当	対象者 次のいずれかに該当する20歳未満のお子さんの保護者 ・身体障害1~3級、4級の一部(内部障害1~4級の場合は、所定の診断書により判定) ・知的障害A~おおむねBの1 ・精神障害児(知的障害と同程度の方) 手当額 1級(重度)51,700円* 2級(中度)34,430円*	対象となるお子さんが ・施設に入所中の方 ・障害年金を受給している方
障害児福祉手当	対象者 次のいずれかに該当する20歳未満の方 ・身体障害1・2級の一部 ・知的障害A ・精神障害児(常時要介護) 手当額 14,650円*	・施設入所者 ・障害年金受給者 ・市福祉手当受給者
特別障害者手当	対象者 20歳以上で、重度の障害が重複し、日常生活において常時特別の介護を要する方 手当額 26,940円*	・施設入所者 ・3カ月を超え入院中の方 ・市福祉手当、経過的福祉手当受給者
市福祉手当	対象者 次のいずれかに該当する方(20歳未満のお子さんはその保護者) ・身体障害1級(20歳未満の方は1・2級) ・身体障害2~6級(20歳未満の方は3~6級)で、おおむね6カ月以上ねたきりの方 ・知的障害A~おおむねBの1 ・精神障害1級 手当額 20歳以上5,000円* 20歳未満7,000円 次の要件のうち、2つ以上に該当10,500円 ・身体障害1・2級 ・知的障害A~Aの2 ・精神障害1級	20歳以上 ・65歳以上で新たに【左記】の対象になった方 ・施設入所者 ・3カ月を超え入院中の方 ・特別障害者手当、経過的福祉手当受給者 20歳未満 ・障害児福祉手当を受給している方の保護者

市福祉手当以外の手当受給者は、所得制限がありますので、現況の届出が必要です。詳しくは、8月上旬に郵送する通知をご覧ください。

保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2152 花見川 ☎275-6462 稲毛 ☎284-6140
 若葉 ☎233-8154 緑 ☎292-8150 美浜 ☎270-3154
 障害者自立支援課 ☎245-5173 ㊟245-5549

はり、きゅう、マッサージ施設利用券

65歳以上の市民で、平成28年(7月以降)の申請は平成29年)の所得が200万円未満の方を対象に、施術費用(保険診療での施術は対象外)の一部(800円)を助成する利用券を年間10枚交付します。

申請に必要なもの ・申請者の本人確認ができるもの(保険証など)

・委任状(利用者の同居親族以外の方が申請する場合)

*利用者の所得が市で確認できない場合(平成29年1月2日以降に千葉市に転入された方など)は、所得が分かる書類(課税証明書、遺族年金などの場合は振込通知書など)も必要です。

申請方法 4月2日(月)から、必要書類などを直接、区役所市民総合窓口課または市民センターへ。利用券は即日交付(市民センターで申請した場合、利用券は後日郵送します)。

区役所市民総合窓口課

中央 ☎221-2133 花見川 ☎275-6278 稲毛 ☎284-6121
 若葉 ☎233-8133 緑 ☎292-8121 美浜 ☎270-3133
 高齢福祉課 ☎245-5171 ㊟245-5548

ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)および電気自動車の購入費を助成

市では、地球温暖化対策を推進するため、ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)や電気自動車を購入する際に、費用の一部を助成します。申込要件や申込方法など詳しくは、パンフレット(市住宅供給公社、環境保全課、区役所地域振興課などで配布)、または市ホームページをご覧ください。

助成額 10万円 **定員** 各30人

市住宅供給公社(ZEH) ☎245-7527 ㊟245-7517

環境保全課(電気自動車) ☎245-5199 ㊟245-5553

飼い主のいない猫を増やさないために

飼い主のいない猫による、ふん尿、鳴き声などの問題が増えています。人と猫が共生できる住みよいまちにするため、餌やトイレなどの管理を行うほか、避妊去勢手術を施し、数を増やさないようにするなど、地域の中で飼い主のいない猫を適切に管理しましょう(市では、猫の捕獲および排除目的の引き取りは行っていません)。

飼い主のいない猫の避妊去勢手術を実施

市獣医師会協力の下、飼い主のいない猫の避妊去勢手術を実施します。手術の際、避妊去勢手術済みと判別できるよう、耳先をカットします。

対象 市内に生息する飼い主のいない猫

申請対象者 市内在住で、地域の中で飼い主のいない猫の餌やトイレを適正に管理している方、またはこれから適正に管理する方

募集頭数 150頭

申請期間 4月25日(水)~27日(金)9:00~17:00

申請方法 申請書(1人3頭まで)、添付書類、返信用封筒(82円切手を貼付)、身分証明書(現住所記載)を動物保護指導センターへ直接持参。

公開抽選 5月8日(火)14:00から、動物保護指導センターで。

申請書 4月6日(金)から動物保護指導センター(稲毛区宮野木町)、生活衛生課(中央コミュニティセンター1階)で配布。市ホームページから印刷も可。

地域猫セミナー~飼い主のいない猫との上手な付き合い方~

市や地域における取り組みの紹介を通じて、飼い主のいない猫によって起こる問題の対策を考えます。

日時 4月26日(木)13:30~15:00

会場 動物保護指導センター **定員** 当日先着40人

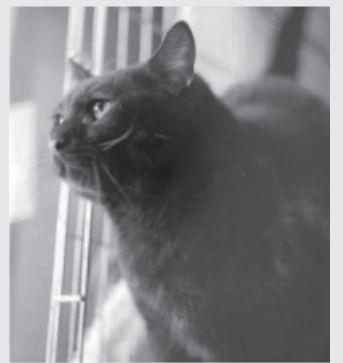
猫の譲渡会

センターで収容している猫の新しい家族を見つけるための譲渡会です。当日直接会場へ。猫の譲り渡しは後日。

日時 4月20日(金)
13:15~16:15

会場 動物保護指導センター

対象 愛玩目的で動物を適切に管理し終生飼うことができる方。



新しい家族に会えるかな

動物保護指導センター ☎258-7817 ㊟258-7818

JR幕張駅北口に暫定駅前広場が完成

花見川区幕張町4・5・6丁目、武石町1・2丁目の一部では、東幕張土地区画整理事業を実施しています。

4月13日(金)に、JR幕張駅北口に暫定駅前広場が完成し、バス・タクシー・自家用車が出入りすることができ、駅利用者の利便性が向上します。

これに伴い、千葉シーサイドバス株のバス停が、同社バスターミナル(花見川区幕張町4丁目)から暫定駅前広場へ移設され、運行ルートや運行ダイヤが変更される予定です。詳しくは、同社【下記】へお問い合わせください。



東幕張土地区画整理事務所 ☎276-0456 ㊟276-1977

千葉シーサイドバス株(バスの運行) ☎271-0205 ㊟274-3010